

船橋市パートナーシップ宣誓制度に関する考え方

(目的)

この制度は、様々な事情から婚姻に至らない関係にある方々への社会的理解が進み、「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。

また、互いに人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓を市が証明するものである。

(制度の形式)

近隣市との連携も想定し、細かな調整が比較的容易な要綱により制度を実施する。

(パートナーシップの定義)

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること
- ・共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと

(宣誓を行うことができる者)

- ・成年であること
- ・市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）
- ・配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
- ・近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

(必要書類)

- ①住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ②戸籍謄本等、独身であることがわかるもの ほか

(交付する書類)

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・カード型証明書（希望する方のみ）

(その他)

- ・宣誓を行うことができる者は、同性パートナーに限定しない。
- ・通称名を使用することができる。
- ・市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し適切に取り扱う。
- ・市は、パートナーシップ宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。
- ・市営住宅新規入居など、制度実施に伴う具体的なサービスについては要綱中で記載しない（利用可能になるサービスについては、ホームページ等で随時公表する）。